

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市宿泊基本計画に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、市実行委員会があらかじめ必要数を把握し、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て弁当調達計画を作成する。

4 対象及び調達期間

- (1) 選手・監督、競技会係員、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、原則として、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

5 弁当調製施設の選定及び取消し

- (1) 弁当調製施設については、県実行委員会が定める弁当調製施設選定基準に準じて市実行委員会が定める選定基準に則り、選定する。
- (2) 市実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を選定するときは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 市実行委員会は、選定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
 - イ 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
 - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
 - エ その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当引換所の設置及び運営

市実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮し

た適切な運営を行う。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける弁当調達業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

(様式第1号)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市弁当調製施設選定書

年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会 会長 櫻田 宏

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり選定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	